

令和2年第4回臨時会
赤井川村議会会議録
第1日（令和2年11月27日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 諸般の報告
第 4 議案第52号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
第 5 議案第53号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
第 6 議案第54号 教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
第 7 議案第55号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について
第 8 議案第56号 令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第7号）
追加日程
第 1 議会運営委員会 閉会中の継続調査申出書
委員長申出

◎出席議員（8名）

1番	連	茂	君	2番	曾	根	敏	明	君		
3番	辻	康	君	4番	能	登	ゆ	う	君		
5番	湯	澤	幸	敏	君	6番	川	人	孝	則	君
7番	山	口	芳	之	君	8番	岩	井	英	明	君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村	長	馬	場	希	君					
副	村	長	大	石	和	朗	君			
会	計	管	理	者	小	畑	信	幸	君	
総	務	課	長	高	松	重	和	君		
保	健	福	祉	課	長	藤	田	俊	幸	君
介	護	保	険	課	長	神	信	弘	君	
産	業	課	長	秋	元	千	春	君		

建設課長	今城豪君
教育長	根井朗夫君
教育委員会次長	谷早苗君

◎議会事務局

事務局長	瀬戸雅哉君
書記	伊藤秋恵君

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

- 議長（岩井英明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は8名です。
定足数に達しておりますので、令和2年第4回赤井川村議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

- 議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。
本臨時会に提出されました案件は、議案5件であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（岩井英明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。
今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において3番、辻康君及び4番、能登ゆう君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日限りの1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日限りの1日間と決定いたしました。
なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願いたいと思っております。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきますので、お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思っております。
第1に、本日は地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。
第2に、地方自治法第235条の2の規定により、監査委員より令和2年10月分の例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、2ページとして配付いたしております。
以上で諸般の報告を終了いたします。

◎日程第4 議案第52号ないし日程第7 議案第55号

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第4、議案第52号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

この際、日程第4、議案第52号から日程第7、議案第55号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、日程第4、議案第52号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第5、議案第53号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第6、議案第54号 教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について及び日程第7、議案第55号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(高松重和君) ただいま上程いただきました議案第52号から議案第55号については、本年度人事院勧告に基づく給与改正となっております、一括してご説明申し上げます。

初めに、条例改正に関する本年度人事院勧告の概要につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、議案第52号の4ページ目をお開きください。人事院による本年度給与勧告のポイントにつきましては、資料上段にありますように、ボーナスの0.05月の引下げとなっております。引下げ分については、資料中段になりますが、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当に反映させるものとし、年間の期末勤勉手当支給月数を現行の4.5月から4.45月とするものです。

次のページをお開きください。資料上段になりますが、月例給に関しては民間給与との較差が極めて小さいことから、本年度は改定を行わないという人事院報告がなされております。

以上、人事院勧告の概要説明を終了し、各議案についてご説明いたします。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません、改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第52号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年11月27日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、人事院勧告に基づく期末手当率改定に伴い、この条例を改正しようとするものであります。

議案3ページの改正要点資料を御覧ください。改正条例案第1条においては、本年度人事院勧告に基づく期末手当支給率の改正で、期末手当年間支給率を100分の260から100分の255へ引き下げ、令和2年12月の期末手当支給率を100分の130から100分の125へ変更するものです。

改正条例案第2条においては、令和3年6月以降の期末手当支給率を6月、12月共に100分の127と改正し、年間の支給率を100分の255とするものです。

なお、補足説明となりますが、会計年度任用職員の期末手当については、職員の給与条例の規定を準用することとなっておりますことを申し添えます。

続きまして、議案第53号に移ります。議案第53号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年11月27日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、村ではかねてより国公準拠の方針を取っており、先ほどご説明いたしました人事院勧告に基づき期末手当率を改定したく、この条例を改正しようとするものであります。

議案3ページ目の改正要点資料を御覧ください。改正条例案第1条では、人事院勧告による期末手当率改定に伴い、年間支給率を100分の450から100分の445に引き下げ、令和2年12月分の期末手当支給率を100分の225から100分の220へ変更するものです。

なお、資料上段ですが、勤勉手当の支給率の記載がありますが、期末手当の支給率の錯誤であります。おわびして訂正いたします。

改正条例案第2条においては、令和3年6月以降の期末手当支給率を6月、12月共に100分の222.5と改正し、年間の支給率を100分の445とするものであります。

続きまして、議案第54号に移ります。議案第54号 教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について。

教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年11月27日提出、赤井川村長。

条例改正の理由及び改正内容につきましては、先ほどの議案第53号と同様となっておりますので、説明を省略させていただきます。

最後に議案第55号についてご説明させていただきます。議案第55号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年11月27日提出、赤井川村長。

本議案につきましても条例改正の理由並びに改正内容につきましては、議案第53号と同様となっておりますので、ここでも説明を省略させていただきます。

以上、議案第52号から議案第55号までを一括してご説明させていただきました。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

能登ゆう君。

議案番号言っていただけますか、一括で。

○4番（能登ゆう君） 全てに関連することなのですが、会計年度任用職員さんの期末手当についても準用されるということでご説明ありましたが、今例規集手元にはないのであれなのですが、条例の改正等は必要なかったのか、その点についてお聞きしたいのと、あと今回人事院の勧告については民間給与との較差は極めて少ないという表記になっておりますが、ただコロナの影響が長引いている状況で、例えば業種間であるとか影響を大きく受ける飲食や、あと観光関連、宿泊業などの業種、また正規の職員と非正規の職員、そうした格差というのはどんどん開いているかと思えます。日々のニュースを見てもそう感じます。村内の、例えば雇用、失業状況に関して、今村のほうではどのように把握されているか。これからウインターシーズンも控えておりますので、それに向けて雇用状況、村内ではどんな様子になっているのか、どのように認識されているかについてお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） まず、1点目の会計年度任用職員の関係について私のほうからご回答させていただきたいと思えます。

会計年度任用職員の給与条例の11条になりますけれども、職員の給与条例を準用するというような条例の規定になっておりますので、本条例が可決、公布された段階で自動的に読み替えるような形になっておりますので、個別の条例改正は必要ないということでご回答させていただきたいと思えます。

あと1点、人事院勧告なのですが、議案第52号の5ページ目を見ていただければご理解いただけるかなと思えますけれども、人事院勧告の概要としては全国約43万人の給与実態調査を行った上でこのような人事院の報告がなされているという部分で私のほうから回答させていただいて、村内の雇用状況等につきましては産業課長のほうで回答させていただきます。

○議長（岩井英明君） 産業課長。

○産業課長（秋元千春君） 村内の雇用状況につきましては、個別の事業者さんにはいろいろと聞いたりしておりますが、正確な数値としては控えているものはございません、今の段階では。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 住民の皆さんからお聞きしますと、やはりスキー場関連のお仕事であるとかは、予定していた仕事が急になくなったりとかシフトが減らされたりとか、そういうこともお聞きしております。村としても、ぜひその状況というのを数字できちんと把握して、それに対応した施策が行えるような調査ですね、ぜひ行っていただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○議長（岩井英明君） 産業課長。

○産業課長（秋元千春君） 冬季観光なんかもう始まろうとしておりますので、そういったところの状況はうちらとしても確認しなければいけないと思っておりますので、何らかの形で調査といいますか、把握は行いたいと思っております。

○議長（岩井英明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第52号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第52号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第52号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第53号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第53号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第54号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第54号 教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第55号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第55号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第56号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第8、議案第56号 令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、令和2年度赤井川村一般会計補正予算書（第7号）についてご説明をさせていただきます。

1 ページ目をお開きください。議案第56号 令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第7号）。

令和2年度赤井川村の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正、第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和2年11月27日提出、赤井川村長。

それでは、2 ページ目をお開きください。第1表、歳出予算補正、歳出、6款商工費、既定額に300万円を追加し、1億4,107万6,000円にしようとするものでございます。1項の商工費の300万円の増額でございます。

11款予備費、既定額から300万円を減じて7,635万9,000円にしようとするものでございます。

歳出合計、既定額28億9,405万4,000円に補正は差引きゼロになります。計としまして、28億9,405万4,000円にしようとするものでございます。

今回の補正につきましては、このコロナがなかなか収まらない中で後志管内の4町村のスキー場を持つ自治体がそれぞれ協力する、連携する中で、今スキーシーズンに入ろうとするこの時期に広く安全対策についてそれぞれのスキー場が取り組んでいると、自治体も応援しているというような取組を広くPRしていきながら、実際的に安全対策の強化を図ってもらおうということで、各町村ごとにそれぞれ抱えているスキー場に対して支援を行うということの事業に対する補正予算でございますので、担当課長より詳細については説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定いただきたくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、産業課の関連する補正予算につきまして説明させていただきます。

4 ページをお開きください。2、歳出、6 款商工費、1 項商工費、2 目観光費、既定額に300万円を追加して4,781万8,000円にしようとするものです。補正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業として新たに細目5を新規設定し、赤井川村におけるスキー場新型コロナウイルス感染予防対策強化支援金を300万円新規計上しようとするものでございます。先ほど村長からもお話がありましたけれども、具体的な取組に関しましては、当村、そして倶知安町、ニセコ町、留寿都村の後志管内4町村にありますスキー場事業者、計7か所になりますが、今シーズン取り組みます新型コロナウイルス感染予防、防止対策をさらに後押しをして、本支援事業によってその対策をより一層強化することで各スキー場がコロナ対策に一体で取り組んでいること。また、関係する4町村が一緒になって応援する意思を示して、道内、そして国内外の多くの皆様が安心してウインタースポーツを楽しみ、そして安全性をこのエリア一体でPR、支援するというものでございます。支援金につきましては、4町村の中にありますスキー場で、7か所ありますけれども、交付金事業を設定いたしまして、支援金の上限は1スキー場300万円でございます。内容につきましては、基本額といたしまして、1スキー場一律で80万円、加えて各スキー場のリフト、ゴンドラの索道数ですね、スキー場の規模ということになりますけれども、索道の数に応じて支援金を加算するという内容となっております。索道が8以上ある場合は、220万円の加算額というふうになりますが、当村のスキー場に関しましては全部でゴンドラ、リフトが11あるということで、基本額の80万円に、あと加算額が220万円ということで上限の300万円ということになってございます。この300万円を新規計上ということでございます。このたびの取組によりまして、不安を少しでも払拭して、安心して当村のスキー場を利用して楽しんでいただき、またこのような関係自治体と連携してコロナ対策を実施することで、将来に向けたスキー場エリアの発展的な連携事業ですとか冬季観光振興につなげられるものと考えておりますので、ご審議方よろしくお願いたします。

最後に5ページになります。11款1項1目予備費、既定額から300万円を減額して7,635万9,000円にしようとするものでございます。これは、先ほどご説明いたしましたけれども、支援金事業に対しまして予備費より財源を計上したことによる減額ということでございます。

以上で産業課に関連する歳出の予算説明を終了させていただきます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

川人孝則君。

○6番（川人孝則君） 4町村の連携事業と今言われましたけれども、この4町村連携という、どこまでの連携なのか、この金額がどう、これも連携して決めたことなのかどうかということと、要はこの連携という意味が自分には納得……。赤井川村は赤井川村、キロロだけの応援、倶知安は倶知安のスキー場なのか、それがどういう対応でなっているのか。ただ金額を決める、名前だけ、各海外、国内、この後志管外に4町村も応援しているということが連携の趣旨なのかどうか、そこいら辺詳しくお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 産業課長。

○産業課長（秋元千春君） 今質問ありましたとおり、支援金に関しましてはどこかにお金が一旦行って、そこから各スキー場に行くというのではなくて、各自治体のスキー場に自治体が直接支援金を交付するというような内容になっておりますけれども、ただこの事業に関しましては4町村の中で意見等、内容をすり合わせいたしまして、給付条件といたしましては、まずスキー場の安全対策を設定していることということ、コロナに関する具体的な行動計画ですね。それと、安全対策を国内外にPRしていること。以前からあるように、北海道の新生活スタイルを実践していること。あと、索道事業における新型コロナウイルスの対策を、索道協会で行っているガイドラインを遵守していること。この4つが4町村の中にある7つのスキー場全てが遵守してやっていくというような形で、そういった意味で連携というような形で言っているということで、連携というような言葉を使わせていただいております。

交付金の根拠と申しますか、それに関しましては、今回ニセコ町が事務局的な役割を果たしてもらって4町村の中で調整をいたしました。当初内容に関しましては、対象経費を細かく限定して対策費用に充てる案ですとか、スキー場の輸送実績に応じて算出するというような案もございましたけれども、今シーズンの安全、安心をPRする、これからのせつかくの取組ということで、スキー場によって大きく交付金額の幅が出るだとか、あるいは各スキー場の事情も異なるということから、支援金に関しましてはある程度自由度を持たせるような形で交付したい。自由度というのは、コロナ対策の自由度の幅を持たせるということでございまして、最終的には1つのスキー場に対して一律に算出する基本額、それと索道協会に届出しているリフト、ゴンドラの本数に応じて基本額と加算額の2本立てで各スキー場の規模に見合った算出規模になるということで決定しております。

○議長（岩井英明君） 川人議員。

○6番（川人孝則君） 索道数だとか、そういうあれは自分が聞いているのではなく、あくまでも後志4町村がどういう目的で、要は安全だから、それは後志にお客様を多く増やして地元で落としてほしいと、それが目的で動いているものなのか、ただ単なる業者が厳しい中で、その応援なのかどうか、そこいら辺が全然見えてこない感じがするのです、この内容では。そこいら辺をどちらが主で動いているのかということをお聞きしたいのと、あくまでもこれはスキー場に応援するもので、今言われているのはスキー場に出すわけですがけれども、PRを目的としているのか、スキー場の応援なのかというのは、そこいら辺の意味合いによっ

て出し方というのがどうも違うように思うのですけれども、あくまでも後志に多く、スキー場にスキーのお客様が来て地元で落としてほしいということの絡みでこういう事業が発足したのか、ただ単なるスキー場の運営がゆるくないからこれが提案されたのか、そこいら辺のどちらが主で置かれているかということを確認したいのですけれども。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 私のほうからお答えさせていただきます。

主な目的については、後志全体、大型スキーリゾートをそれぞれ持っているということで、来るお客さんに対してなかなか収まらないコロナ対策、今現在それぞれの事業者でやっているコロナ対策もあるのでしょうかけれども、それをさらに強化するような格好の中の対策を取ってもらって、そこで安全ですよということを後志全体で取り組んでいるよと。ここではなく、後志全体のスキー場で取り組んでいますということをお客さんがより多くこのコロナの中でも来てもらうというのが主な目的です。そして、その後お客さんが来ることによって、スキー場だけではなくて、地域にも、例えば寄ってジュースの1本でも買っていただくか、お風呂に入っていくだとかと、いろんな経済効果が生まれるので、それを後志の大きいスキー場を持っている4町村で協力してやりましょうというのが主な目的でございますので、あくまでもスキー場に対する安全対策を強化してくれと。お客さんに安全、安心をPRしながら客の入り込みを増やすような取組の一つとしてPRをしてもらいたいというのが大きな理由でございます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 川人君。

○6番（川人孝則君） 今まで、どの業種、スキー場におかれても、このコロナに対しては安全、安心対策、これはコロナ対策というのは十分なされてきていると思います。それを踏まえて、またさらに応援するというのは、要はそこが自分は理解できないのです。どの業種でも、今一生懸命やっていることです。そして、この時期ですから、スキー場に関してはこういうことを今間近に控えたというのは分かります。理解できます。しかし、それもあえてこれだけのことをするというのは、この業種にこれだけあえてするという意味が自分には、どの業種も頑張っているのに、この時期にきてこれを応援するというのは、どこまでの見通しで、これからそれを確認するというのですか。こういう事業をやっています。やっているのです、みんな。やっていることに対して、この応援したことにとこの差が上乘せになっているのだという解釈ができるのかできないのか。ただお金を与えてしまった、それだけで終わるものかということもお聞きしたいのです。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） この後志の中のスキーというのは、やっぱり国内はもとより世界からお客さんが来るというような地域でもあると。その一角はキロロも当然そういうところでもあるというふうに考えております。端的に言うと、それは今連携している4町村のスキー場はほぼインバウンド、要するに海外からのお客さんを中心に今日まで運営をしてきた

と。国内のお客さんもそうですけれども、やっぱり海外からのお客さんということにも重点を置きながらやってきたという状況にあります。ただ、今回においてはなかなか海外のお客さんを見込めない。では、道内、国内のお客さんをどう呼び込むかというようなことで、それぞれ各事業者苦勞していると。町村もそういった事業者が頑張るところに対しての経済効果というものをきちんと応援していく必要があるだろうというようなことが主な目的で、今回4者が協力してやっていこうという話になりました。

ほかの業種もあるということですが、やはりこの4町村、特に大型スキー場を持っている4町村については、かなり海外からのお客さんが来ないということで経済的な減が大きいと。だから、何とか国内の需要を喚起したいというところでの応援というふうに理解していただければなというふうに思います。

○議長（岩井英明君） 辻康君。

○3番（辻 康君） まず、提案理由の中にはなかったのですが、25日の道新にプレス発表されて、プレス発表の資料を議会に提案されていますけれども、これは逆に言うと非常に不親切ではないか、そんな感じがします。質問された中で産業課長ご答弁なされたように、いわゆる300万の基準であるとか、リフトの乗車人数でなくて、それから索道の本数で決めました。そういうご提案ありましたけれども、あと交付方法はまた同僚議員からも質問あるかもしれないし、私もしようと思いますが、これに至った経緯、どこの町村から発案されて、どういう議論がなされて、今議会に提案されていると。それをまず最初にご説明いただきたいと、そんなふうに思います。これは、あくまでも私は疑念を持っている立場から今質問しているわけですが、懇切丁寧なご説明を求めたいと思います。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 発案の経緯につきましては、11月の下旬に後志の町村会の会議があったときに、会議の終わった後に4者、ニセコ町の町長や倶知安町の町長のほうから呼び止められて、相談があるのだというようなことで、先ほど私が説明したような形を何とかみんな協力して、後志の安全性をPRしていこうというふうに考えているのだけれどもということで相談があったものですから、全体で取り組むということは非常に大事だよね。ただ、一応4町村で取り組む以上は、基準的なものはきちんと整理をしていかなければならないし、同じ基準の中できちんと差が出ないような格好でやっていかなければならないよねというようなお話をさせていただいて、その後担当も含めていろいろ協議をする中で今回のそういった趣旨の部分の基準をつくったりだとかなんとかという形で今回議案として提案させてもらったというのが経過でございます。

○議長（岩井英明君） 曾根敏明君。

○2番（曾根敏明君） 言われていることは分かるのですが、川人議員と同じような意見ですが、本当に分かり難いというか、理解するのに苦しいのですが、ただ単にコロナ対策事業のお金というか、それをただ利用するだけなのか、自分のところの町村のスキー場を守るためにするのであれば、別に連携しなくてもいいのではないかなと思うの

です。それこそ数十年前には、うちのスキー場も、名前を上げてもいいかと思えますけれども、キロロスキー場も同じ後志管内であってニセコのスキー客、留寿都のスキー客を少しでも多く取ろうと、そういう努力はしているはずなのです。そういうことを思えば、なぜ今ここで連携して、今コロナの関係で国外からのスキー客も来ない状態の中で、国内も最近日々コロナ情勢が変わる中で本当に来るか、それこそ今まで3回来ていたスキー客が1回になるかもしれません。そういう中で、このようなことを提案されても理解に苦しむ。そして、何とんでも外資系のスキー場の感覚なのかどうか分かりませんが、とにかくこういう対策のお金をただ欲しいと言っているのか。企業主にとったら本当に微々たるお金だと思うのです、300万。だけれども、うちの村にとっては300万、もっと違う有効的な使い方があるのでないかな。言葉は汚いですが、ただ捨てるのか。次から次からまた要望されたら、またどういふふうに対応していくのか、その辺村長の意見をお伺いいたします。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） まず1点、確認をしたいというか、言っておきたいのは、要するにスキー場から要望されたわけではないのです。あくまでも自治体として、そういった冬場の観光振興の部分、要するに冬場の観光の勢いがやっぱりこのコロナでかなり落ち込むという部分があって、後志全体、雪質だとかなんとかという形の中でスキー場が一番の観光事業の一つであるというふうな認識の中でそれぞれが連携をして、一体的に後志にお客さんを呼び込むと。後志は安全なのだよと。札幌の隣なのだけれども、大丈夫だよということをきちんとPRしていくために安全対策を強化してもらおう。

では、具体的にどういうことをやるかという部分については、議員もおっしゃるとおり今までもやっている、そういうようなことありますけれども、今までは要するに夏のグリーンシーズンの対策で、これから冬の初めての、コロナが蔓延してきて、3月、4月、スキー場やっている部分もありましたけれども、あのときもいろんな対策を取っていますけれども、それから技術的とか環境もかなり変わってきていますので、例えばテーブルだとか何かをコーティングをしていくとか、食べるテーブルなんか、今のところつい立てとかを置いていないのですけれども、そういったことも新たにきちんとしていくとかかなんとかという新たな取組をしてもらうということも、こちらから何をしてくださいとは言いませんけれども、あくまでも北海道のスタイルというものをきちんと重視してもらおう中でそういったことを取り組んでもらうと。当然今まではこうだったけれども、こういう形できちんとやりました、安全対策を強化しましたという部分の報告だとか対策、これをこういうふうにしましたとかという部分はそれぞれ4町村ともきちんと報告をもらうということにしていますので、その部分で全然違うところにお金が使われるということはないというふうに考えていますけれども、あくまでも安全対策を強化して後志のスキー場に安心して来てもらうということが大きな目的となっておりますので、その辺をご理解いただきたいというふうに思います。

ほかの事業はどうなのだというような事業者、職種、いろんな今までもやってきているし、

スキー場だけというような部分に関しては、今言ったような理由でございますし、それぞれ連携するといいながらも、自治体それぞれで全てのことに對して連携するとかなんとかということではなくて、そこはそれぞれの自治体の考え方でそれぞれの事情もあるでしょうし、そういった部分はきちんとケース・バイ・ケースで起きた事案に対してやはり我々はきちんと考えながら対応していかなければならないなというふうには考えてございます。

○議長（岩井英明君） 辻康君。

○3番（辻 康君） 今村長のご答弁で中身に入ってきた感じがするのですけれども、プレス発表では索道事業者あるいは索道事業と表現されていますけれども、今村長のご答弁の中には宿泊あるいはホテル部門、そういうものの安全対策というご表現もちょっとあったと思うのですが、これはプレス発表ではあくまでも索道事業、索道事業者に対するという支援ということになっていきますから、我々考えるのは、例えばクワッドを半分に仕切るとか、それからゴンドラを密にならないようにするとか、そういう対策の支援金という印象でいましたけれども、必ずしもそうでないということでございますか。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） そういうふうにも考えていますし、特にホテルで使うだとかなんとかでなくて、あくまでもスキー場に來たら食事もしますので、昔でいうマウンテンセンターの食堂の部分のテーブルだとかにはやっぱり仕切りだとかそういうものもきちんとつけていかなければならないでしょうし、小さい話ですけれども、当然マスクをしてきてくださいと言ってもやっぱりしてこないお客さんもいるでしょうし、そういった部分にはマスクなんかの予備を追加して対応していくだとかと、細かい話をすればいろいろ出てくるでしょうけれども、そこは今それぞれが取り組んでいるところにプラスアルファしてどういうことをやるかということはそのそれぞれの事業者にお任せをしているというようなことでございます。

○議長（岩井英明君） 辻康君。

○3番（辻 康君） また、後段質問があらうかと思えますけれども、支出の科目です。いわゆる交付金という表現されていますけれども、これがなぜ、ある程度自由度を持たせるという話もありましたから、ただ交付金であってもきちっと検査をします、報告は求めますという表現されていましたがけれども、先走ったような質問になるかもしれないですけども、なぜ交付金という名目で助成するか、その辺についてご説明いただきたいと思えます。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 今議員がおっしゃっていただいたとおり、ある程度自由度を持ってやってもらうと。要するに補助基準があって、補助の対象経費がこれだから、こういうものにしか使えませんよということではなくて、安全対策という部分でそれぞれの事業者、うちだけに限らず、4町村の事業者それぞれが取り組むということを支援していくという部分で幅を持たせたかったと。それで、交付金というような形の中で支援をしていくというふうな取扱いにしたということでございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 先ほど川人議員の質問に対しまして、秋元課長からの答弁の中で金額の根拠について、今村長おっしゃったように使い道の自由度を持たせるということの説明あったのですが、ただ金額の根拠の説明になっていなかったと思うので、例えば各事業者に聞き取りをして、今まで感染防止対策にこのくらい経費かかっています。では、今後のウインターシーズンに向けてこれだけという感じではじき出した額なのか、金額の根拠についてももう一度お聞きしたいのと、あと実績の報告ということについて、村長からは当然求めていくというお話でしたが、私たち議員に配られた資料については明記がなかったので、きちんとどういったふうに、必ず実績報告というのは求めていかなければならないものですので、なあなあにならないようにどのような形で事業者に求めていくのかという点について。

あと、新聞の記事によりますと、財源には国の臨時交付金などを充てる見込みとありました。一方で、以前宿泊事業者の皆さんから10月に支援の要望を出されております。その要望書の回答を見ますと、第三次の交付金について要望書の中で触れられていたのですが、その第三次配分の交付金については、当村では村内全域を対象とした光ファイバー網の整備に充当し、情報インフラ未整備地域の解消を図る事業を実施することとなっておりますという回答があります。この回答と、新聞記事見ますとこの臨時交付金充てる見込みというのは整合性が取れないのではないかと思います、その点についてご説明お願いいたします。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） まず、金額の根拠についてですけれども、4者で相談したときに、要するに支援をするにしても、そんな莫大な金額を出すというわけにいかないし、やはり企業に対してPRも含めてですけれども、ある程度それぞれの住民の方々にご理解をいただける金額の上限というのがまず幾らぐらいだろうということで話をしまして、300万ぐらいが妥当であろうというようなことから、そこを基準にしてそれぞれのスキー場の規模に応じて算出するような根拠をつくり上げたというような格好で、頭金ありで、上限はやっぱりそれ以上は無理だろうというような部分で話をして、そこを基準に各町村で持っているスキー場の規模に応じてそこは格差をつけなければならないだろうというようなことで、この金額を設定させていただいています。ですから、根拠も、要するにそこに差がちゃんと出るように、大きさに応じて差が出るようにということで計算したというか、単価をそれぞれ基準単価みたいなものを設定しながら差をつけるような格好にしていったというのが金額の根拠ということでございます。

あと、実績の求め方、皆さんに事前にお配りした分については、プレス発表の案内の文書なので、それを有効とかなんとかというよりは、一応こういうことで金額設定をして、こういう趣旨で4町村で取り組みますというプレス発表用のものなので、それぞれ交付金を出すためには要綱なりなんなりというものをきちんと村の中で定めますので、その要綱の中にきちんと実績を求めるということを記載をして、新聞に出ていますから、事業者のほうに

も情報は行っていますので、きちんと先ほど僕がお話したような格好の中で今何をやっているか、どれだけ強化したのかということが分かるようにきちんと整理をしてもらわなければならないから、そういうことで考えておいてくださいということはおも既に伝えてありますので、文章的にもそういった形の中で整理をしていこうというふうに考えてございます。

あと、三次補正の関係については、あの時点では国からの説明ではそういう説明でした。それから今こういう状況になって、皆さんも既に国会の動きだとかご存じだと思いますけれども、総理大臣のほうから三次補正の指示が出たというようなことで今いろいろ動きがあつて、今回予備費の中から出していますけれども、今三次補正の中でそういった将来にわたってだとかに対する安全対策だとかという部分に関しても市町村に対して、金額はどの程度になるか分からないですけれども、新たに交付金というものを考えているというような情報を総務省のほうからつかんでいるものですから、そういったものがきちんと出てくれば、今回出したものもきちんと対象にして計画を出していこうというふうなことで考えていますので、あの時点では光ファイバーしかなかったですけれども、今まだ決定はしていませんけれども、来年1月に入ったら三次補正のことがいろいろ見えてくるかなというふうに思いますけれども、そういった形の中でまたそれぞれ皆さんにご相談をしながら、期間がどのぐらいの期間で計画を積み上げなければ分からないですけれども、また使途なんかも含めてそういった三次補正が出てきた場合には皆さんのほうとも相談をさせていただきながら、また事業展開をしていかなければならないかなというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 金額の根拠について、300万という額がまずありきというご回答でしたが、その300万というのがお話を聞きしていると、住民から見てもその辺だったら受け入れられるのではないかなというようなニュアンスに聞こえたのですが、果たしてそういうお金の出し方が妥当なのかというところとちょっと違和感も持ちます。例えば本気で感染対策を支援しようと思ったら、では300万というのは、先ほどもちらっとお話しましたけれども、すぐなくなってしまうお金ではないだろうか。そういうのも本来でしたら事前にリサーチして額の妥当性というのは決められるべきだと思うのですが、何となくこのくらいなら住民の方も受け入れられるのではないかなという、その金額の決め方は大変違和感を持ちました。改めてその辺、300万とはいえ、やはり受け入れ難いと感じる方もおられるでしょうし、先ほど川人議員のほうからお話あったように、ほかの事業者さんからしてみれば自分たちも大変なのだという感覚もあると思います。もちろん雇用など、地域経済に大きなポジション占めるスキーの事業者さんなので、支援することに対して私は反対するものではないですが、やはり他業種、同じ分野の別の業者さんにも受け入れられるような、またバランスの取れたような支援策と、また別の事業でも構いませんが、バランス取れた施策の運営

というのをお願いしていきたいと思います。

あと1点、交付金に関してですが、10月の要望書の時点と事情が今変わってきているというのであれば来年1月というお話でしたが、概要定まった時点で要望出された事業者さんたちにもその辺のことはきちんと、この要望書の回答の時点と事情が違っていることなどフォローされることはしていただきたいなと思いますし、使い道に関してもぜひ、せっかく要望を出してきてくださっているのですから、その事業者さんたちにもぜひ情報を公開してご意見聞くなり、そういった対応はぜひ取っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） まず、お金の根拠については、それぞれいろんな考え方もあるということでしょうけれども、我々いろいろ協議する中で300万が高いか低いか、ある意味きちんと安全対策を取ってもらうというのと広く周知するというような意味も込めての金額というふうに考えましたので、その辺についてはいい悪いというのはそれぞれ考え方が当然あるのでしょうかけれども、我々4町村の協議の中では上限設定というものをきちんと、幾らでも出せばいいのでしょうかけれども、もらうほうは、対策を取るほうはそうなのでしょうけれども、やっぱりそれぞれの自治体の事情というものもあるので、ある程度の上限は必要だろうということの中から300万というものを設定させていただきましたので、その辺はご理解をいただきたいなというふうに思います。

また、要望書が既に出ている、宿泊事業者3者からの要望書というのもありますけれども、今後それに対して皆様にもご相談しますが、新たな交付金、交付金というか、国からの事業計画提出が求められた段階で、それぞれいろんな基準だとかケースだとかもあるでしょうし、あの要望に書かれている、要するに今お客さんがいないから支援をしてくださいということが対象になるのか、それとも先を見越した中でのいろんな対策に対してしかお金は使えないよとかと、いろんなことが出てくると思いますので、その辺は国の三次補正の内容が決まった段階でまた皆さんにご相談をしたいと思います。ですから、そこについては今どうするこうするということは差し控えさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 山口議員。

○7番（山口芳之君） 各議員からいろんなご意見がございますけれども、赤井川村に対してのキロリゾートという位置づけを考えると、税収入を含め、いろんな形の中で雇用、また除雪等に対してのそういう事業者の仕事の場所というのはすごい価値観のある場所でございます。また、キロリゾートの、赤井川村の子供たちに対してシーズン券をちゃんと十数年提供していただいて、子供たちに対しても手厚い支援をしていただいているリゾートでございますから、赤井川村としてもこういう大変な時期でございますから、300万でも何ぼでもいいですから、ちゃんと手厚いものを支給してあげて、リゾートをもっと伸ばしていくような形の協力をしてあげるといえるのは必要なことだと思います。ぜひとも、私の意見と

しては、側面からでも前面からでもいいですから、今回のこの大変な時期を乗り切るように協力してやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） ありがとうございます。何とかやっぱりうちの基幹の農業、観光業の中での大きな位置を占める事業でございますので、そういった意味でもきちんと後志管内で連携をしていくと。安全、安心をPRしていくというような対策を強化してもらおうということにきちんと事業者にも伝えて、そういった取組を強化してもらいたいというふうなことを今後も継続していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議長（岩井英明君） まだ意見もあろうかと思っておりますけれども、ここで暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑ありますか。

湯澤幸敏君。

○5番（湯澤幸敏君） 異議ではありませんけれども、確認をしたいことがありますので、それを質問したいと思います。

算出根拠については、300万というのはざっくりだという感じを受けました。そのざっくりでないとするためには、当然この給付条件も関わるわけですが、安全対策の中には行動計画になっていきますけれども、当然支出の部分を出してくるだろうと思うのです。それで、お金がこれだけ必要だというふうに出てくると思うのですけれども、上限が300万円ということですので、300万円ぽんと渡してこれを使ってくださいということではないと思うのです。その辺のところはどうなのでしょう。

○議長（岩井英明君） 産業課長。

○産業課長（秋元千春君） まず、交付金につきましては、支援金につきましては交付決定したら、概算でできれば支出して、即そういった対策のために使っていただきたいというふうに思っています。

それとあと、4町村で統一した給付要件の中の行動計画であるとか、国内外に対する安全のPRであるとか、あと索道協会のガイドラインの遵守であるとか、そういったものは交付申請をいただくときに同時にいただいて、確認していきたいなと思っております。

○議長（岩井英明君） 湯澤幸敏君。

○5番（湯澤幸敏君） そうすると、事業者側からこれにこれだけ幾ら使うとかという形では出てこないのです。それは、確認はしないのですか。

○議長（岩井英明君） 産業課長。

○産業課長（秋元千春君） 交付申請の段階では確認はしたいと思っております。何に使うかという大体予定のものを提出していただいて、なおかつ最後に実績で、多少多分変更になっていると思いますので、どのように300万使ったかというのは、当初と、交付申請の段階と実績の段階で確認します。

○議長（岩井英明君） 湯澤幸敏君。

○5番（湯澤幸敏君） あと、給付条件4点上がっていますけれども、これについてのチェックというのはどこがいつの時点ですか。

○議長（岩井英明君） 産業課長。

○産業課長（秋元千春君） これについては、村のほうで交付申請いただいたときに、これも同時にチェックしたいなと思っております。

○議長（岩井英明君） 連茂君。

○1番（連 茂君） 僕も強い国際リゾートを推進するために、今回コロナ対策として300万のお金を出すということに関しては反対することではないのですが、1点だけ質問させていただきます。

国際リゾートとしてDMOのほうでバスの連携というか、観光拠点を結ぶバスの運行の実用化に向けた実態調査から、多分来年ぐらいからDMOのほうで始めると思うのですが、その市町村、これは4町村で考えていいのですか。1点抜けているのが岩内のニセコいわないスキー場、これも国際スキー場というふうになっているので、ちょっと実情は分からないのですが、留寿都、ニセコ、倶知安、赤井川、それにもう一つ岩内も入れた上でニセコリゾートという、赤井川を入れてくれること自身が僕は何か、離れているので、ありがたいと思うのですが、この岩内が抜けている理由というのを教えてもらいたいと思います。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 特に除外したわけではないです。要するに岩内としては規模的に小さいというふうなことで仲間に入らなかったというだけでございます。

○議長（岩井英明君） 連茂君。

○1番（連 茂君） その辺の音頭の取り方もあると思うのですが、仲間外れとは思わないのですが、やっぱりその辺連携をうまくして、今後DMOにしてもニセコ地区だけのDMOがあったり、赤井川独自で取ったりとかという、あと倶知安、多分この後志管内では3つDMOができたと思うのですが、その辺の連携というのが強いリゾートをつくるためには必要ではないかなと思うので、その辺も今後検討してもらえたらと思います。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 観光面での連携というのは昔から連携してやりましょう、何しましよというのですが、実際にその企業が加わってとなると、やっぱりその利害関係

が出てきたりだとかということ、なかなか進まないというのが実情なのですが、今連議員おっしゃってくれたように、やっぱりDMOの中のプロデュースとして広域連携というのが一つの要になっていますので、DMO同士の連携の中からのというようなことは今後重点的にやっていかなければならないことだというふうには捉えていますので、それはうちがそう思うだけでなく、周りのそれぞれの町村も考えているところなので、山麓のほうもそうですけれども、まずは北後志、小樽市を含めた北後志から札幌、あとスキー場では国際スキー場とか小樽のスキー場だとかも含めて山麓のニセコ方面とどういうふうにつながりを持っていくかというのが今後の課題だし、そういった話合いも持つように管内での動きもありますので、そういった中で今後進めていければなど。具体的には、共通のリフト券だとかバスの行き来をするだとかということは既にもうやっておりますので、それぞれが。その幅を今後は広げていったりだとかということを含めて地域の製品の宣伝も含めて広域的にやっていくというのが今大きな一つの取組の課題だろうと。全ての町村で関係するところは捉えていますので、そういう動きをしていきたいというふうには思っています。

○議長（岩井英明君） それでは、私議長のほうより理事者に申し上げます。

珍しく本会議の中でこの予算について全員の質問をいただいたところでございます。

議員一同、今も休憩時間に話したのですが、この予算が意義のある予算であってほしいという願いは議員も理事者も同じだと思います。そういう中で、議員の質問したことを真摯に受け止めて、対応できるものはできる、こんなことを私のほうからお願いを申し上げて、ここで採決を取りたいと思っておりますので、一言だけ申し上げておきたいと思っております。

○議長（岩井英明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（岩井英明君） それでは、討論については省略いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第56号 令和2年度赤井川村一般会計補正予算、採決いたしたいと思いません。

採決は、起立により行います。

議案第56号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第56号 令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

議会運営委員会委員長より閉会中の継続調査申出書が提出されております。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第1、議会運営委員会委員長申出を議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議会運営委員会委員長申出

○議長（岩井英明君） 次に、追加日程第1、議会運営委員会委員長申出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務のうち、お手元に配付いたしました特定事件について閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

以上をもって本臨時会の会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、令和2年第4回赤井川村議会臨時会を閉会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれで閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（岩井英明君） これで本日の会議を閉じます。

令和2年第4回赤井川村議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（午前11時20分閉会）